

10 2024(令和6年)



10月 (神無月) OCTOBER

14日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	.	.

ワンポイント 社会保険の加入要件拡大

この10月1日から、パート・アルバイトの社会保険の加入要件が拡大されます。被保険者数が51人以上の企業等(特定適用事業所)において、週の所定労働時間が20時間以上、月額賃金が8.8万円以上といった要件を満たすパート等が、短時間労働者として健康保険・厚生年金保険の加入対象となります。

花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

安蒜俊雄

〒271-0046
松戸市西馬橋蔵元町93
Phone: 047(341)8811
Fax: 047(341)8080

10月の税務と労務

- 国 税／9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税／8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税／2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 10月31日
- 地方税／個人住民税第3期分の納付 市区町村の条例で定める日
- 労 務／労働者死傷病報告(7月～9月分) 10月31日
- 労 務／労災の年金受給者の定期報告 (7月～12月生まれ) 10月31日
- 労 務／労働保険料第2期分の納付 10月31日
(労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

インボイス制度導入から1年「こんな時どうする?



令和5年10月1日からインボイス制度が始まり、今月で1年になりますが、税務署には様々な問い合わせがあるようです。

そこで今回は、インボイス制度に関する問い合わせの多い質問を取り上げます。

立替払い(取引先)

A社が、取引先のB社に経費を立て替えてもらつた場合、経費の支払先であるC社から交付されたB社宛のインボイスをそのまま受領したとしても、受領したもの自社のインボイスとすることはできません。この場合は、立替払いをしたB社から、立替金精算書の交付を受けることなどによって、C社から行つた課税仕入が自社のも

のであることを明らかにする必要があります。【図1】参照

なお、このようないかたで立替払いをするB社がインボイス発行事業者ではない事業者であつても、C社がインボイス発行事業者であれば、A社は仕入税額控除を行うことができます。

立替払い(従業員)



従業員が、自社の事業に必要な物品を自ら購入し、宛名に従業員名が記載されたインボイスを受領した場合、このインボイスの保存のみでは、仕入税額控除を行なうためには、その従業員が自社に所属していることが明らかとなる従業員名簿などの保存を併せて

行う必要があります。

なお、従業員名簿などがない場合は、宛名に従業員名が記載されたインボイスと、その従業員が作成した立替金精算書を受領・保存する必要があります。

ETC

クレジットカード会社がカードの利用者に交付する利用明細書は、利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行つた他の事業者が作成・交付する書類ではないことや、課税資産の譲渡等の内容や適用税率などインボイスの記載事項を満たしていないことから、一般的にはインボイスには該当しません。

一方で、ETCシステムを利用して、クレジットカードにより高速道路の利用料金を精算する会社も多くあります。この場合、高速道路の利用料金について仕入税額控除の適用を受けたためには、原則として、高速道路会社が運営するホームページから、通行料金が確定した後に、簡易インボイスの記載事項に係る電磁的記録(以下「利用証明書」)をダウンロードし、そ

れを保存する必要があります。

なお利用証明書のダウンロードは、クレジットカード利用明細書の受領ごとに行なう必要はないが、利用した高速道路会社ごとに任意の一取引に係る利用証明書を一回のみ取得・保存すれば、保存要件を満たします。

仮払消費税等の経理方法

インボイス発行事業者以外の者からの仕入れには、仕入税額相当額の80%または50%を控除できる経過措置が採られています。税抜経理を行う場合、経過措置期間中はインボイス制度導入前の仮払消費税等の額の80%または50%相当額を仮払消費税等の額とし、残額を仕入れ等の取扱いが見直され、経過措置期間終了後の原則となる取扱いを先取りして、インボイス発行事業者以外からの仕入れについて、消費税等の額を取引の対価の額と区分しないで経理することが認められることになりました。また、簡易課税制度を適用する事業者や、いわゆる2

割特例制度適用事業者について
は、仕入税額控除を適用するに
あたってインボイス等の有無が
要件とされていないことから、
インボイス制度導入前と同様の
額を仮払消費税等の額として計
上する方法が認められることが
なりました。これらの経理方法
は、令和5年10月1日以降の取
引について、適用することができます。
【図2】参照

図1 立替金の取引図

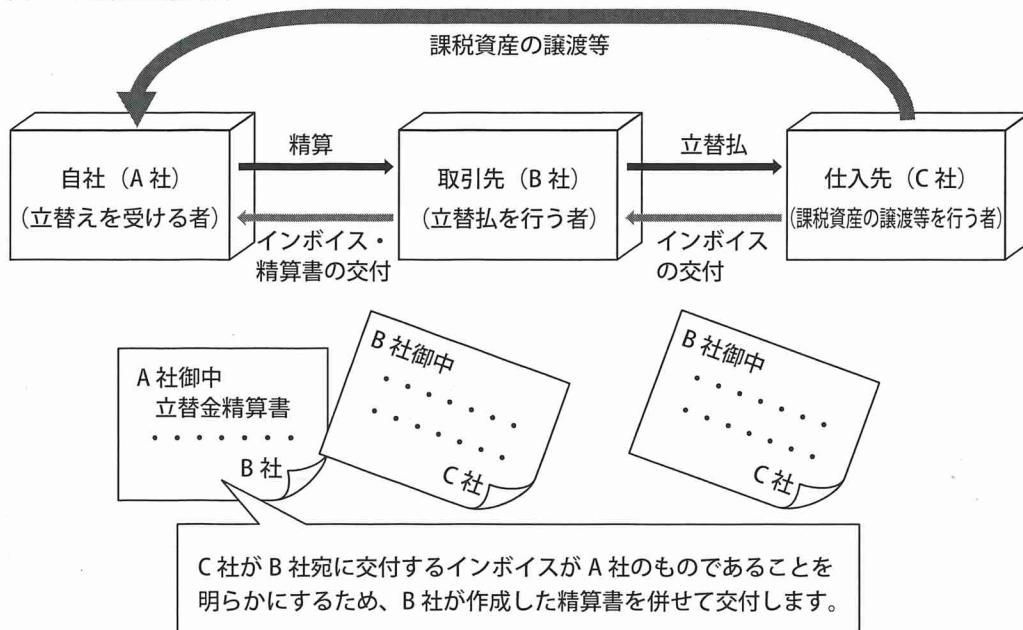


図2 仮払消費税等の額の経理処理

(1) 原則

総勘定元帳			
月	日	摘要	借方
11	3	(株)〇〇 雑貨 80%対象 *1	30,600
		(仮払消費税等)	2,400

※免税事業者 (株)〇〇からの仕入れ
 差額 (仮払消費税等の20%分) を本体価額に算入

$$\text{税込価額 : } 33,000 \text{ 円} \times \frac{10}{110} \times 80\% = 2,400 \text{ 円}$$

(2) 新たに認められこととなった経理処理

① 全事業者

総勘定元帳			
月	日	摘要	借方
11	3	(株)〇〇 雑貨 80%対象 *2	33,000
		(仮払消費税等)	0

② 簡易課税制度適用者・2割特例適用者のみ (継続適用が要件)

総勘定元帳			
月	日	摘要	借方
11	3	(株)〇〇 雑貨 80%対象 *3	30,000
		(仮払消費税等)	3,000

* 1 : 「経過措置の対象である旨」の記載が必要 (簡易課税制度適用者・2割特例適用者は不要)

* 2 : 仮払消費税等の計上はないものの、消費税の計算上、経過措置を適用するのであれば、「経過措置の対象である旨」の記載が必要 (簡易課税制度適用者・2割特例適用者は不要)

* 3 : 経過措置の対象である旨の記載は不要

インフレ時代の生活を守る

日本経済はお金の価値が下がるインフレの時代になってきました。

「手持ちの現預金で、今後の生活の見通しが立つだろうか？」といった不安が頭の中によぎります。このような時ですから、富裕層の習慣・戦略に学ぶのも一つの方法であると考えます。断片的になるかも知れませんが紹介しましょう。

※無駄をなくし、儉約に努める

相続税の調査担当の経験がある元国税専門官K氏の話。

被相続人B氏を調べていると、思っていたより預金残高が少ない。そこでB氏の奥さん(Cさん)に預金を見せてもらうと1,000万円以上の預金があった。Cさんのこの“へソクリ”はBさんから少しづつ預かっていただけのものでした。Cさんは家計簿をしっかりとつけており、何に使ったかを説明できる人だったそうです。資産を残す人はお金

をきちんと管理できるという共通点があります。

※できるだけ長く働き、労働収入・運用収入・年金収入を確保する

上場企業のエリートサラリーマンは退職金・年金は豊かかも知れない。しかし、老後は医療費、思わぬ出費が往々にしてあり決して豊かであることは保証できません。相続税の支払い対象者は商店主や職人が多い。これは70代、80代まで仕事に就き収入があることにも関係があると思われます。

※「収入ー生活費＝貯蓄・投資」から

「収入ー貯蓄・投資＝生活費」へ

投資・貯蓄するには資金が必要です。先ず、貯蓄・投資をしてその金額を取り崩さず、その上で生活することを習慣づけます。とりあえず20万円の手取りであったら2万円を貯蓄・投資に回すよう頑張ります。

※長期スパンで投資する

20年以上の長期投資となれば、ほぼ安全に資産は増やせると言われています。

メンタルヘルス・マネジメント検定

試作品の説明会、契約のクロージング時等、「何故肝心なところで、しくじるのだろう」ということは誰しも経験します。

強いストレスを感じるからでしょうが、では、その対策・対応となるとどうでしょうか？フリーランサーK氏は「メンタルヘルス・マネジメント」検定試験（大阪商工会議所他主催）が自分のメンタルヘルスケアに役立ったと話します。

さて、この試験は、I種・II種・III種とあり、III種が一番やさしく、次にII種、I種となります。III種が最も役に立つ内容が織り込まれているように思います。

III種は、「自らのストレスの状況、状態を把握することにより、不調に早期に気づき、自らケアを行い、必要であれば助けを求めることができる」という内容です。

ストレスによる健康障害が起こるメカニズムからストレスの対処法まで、幅広い分野での知識が得られます。

「富裕層」の考え方

Aとベンチャー企業を経て、現起業家を目指している大学生
在はホテル、飲食店を30数店舗展開するB社長の対話。

商品・サービスを扱わなければ儲からないので、富裕層をターゲットにしようと思いませんが…」

B「富裕層という言葉は分かっているようですが…」

「漠然とした概念で商売をし

うとすると足元をくわれる。
そこで我が社はどんな時にどんな商品・サービスを使ってもらえるか、言い換えると必要な時に必要なもの・ことを提供するよう心掛けている。」

B「例えば、産後間もないお母さんと赤ちゃんがゆっくりと過ごせる、しっかりしたケア付きのホテル。一泊5万円で、滞在期間は2週間位。それに利用価値があるかどうかは、お客様